

(仮称) 岩手中部広域クリーンセンター
整備及び運営事業

建設工事請負契約書（案）

平成 24 年[]月

岩手中部広域行政組合

第1章 総則	1
第1条 (定義)	1
第2条 (準拠法及び解釈)	1
第3条 (あっせん又は調停)	1
第4条 (仲裁)	1
第5条 (通知等)	1
第6条 (通貨)	1
第7条 (計量単位)	1
第8条 (期間の計算)	2
第9条 (共同企業体)	2
第10条 (契約の保証)	2
第11条 (解釈等)	2
第2章 契約期間及び業務範囲等	3
第12条 (契約期間)	3
第13条 (契約期間の変更方法)	3
第14条 (工事請負の範囲)	3
第15条 (乙のその他の業務)	3
第16条 (乙の業務の実施方法)	3
第17条 (一括下請負の禁止)	3
第18条 (履行報告)	4
第19条 (甲の行う事項)	4
第20条 (支給材料及び貸与品)	4
第3章 施設整備費等	5
第21条 (施設整備費の支払い)	5
第22条 (施設整備費の変更方法等)	5
第23条 (支払限度額及び出来高予定額)	5
第24条 (前払金及び中間前払金)	5
第25条 (保証契約の変更)	6
第26条 (前払金の使用等)	6
第27条 (部分払い)	7
第28条 (第三者による代理受領)	8

第29条	(賃金又は物価の変動に基づく施設整備費の変更)	8
第4章	特許権等、著作権及び秘密保持	9
第30条	(特許権等の使用)	9
第31条	(特許権等)	9
第32条	(著作権の利用等)	9
第33条	(著作権の譲渡禁止)	10
第34条	(著作権の侵害防止)	10
第35条	(秘密保持義務及び個人情報の取扱い)	10
第5章	作業の実施	11
第1節	設計業務	11
第36条	(設計業務の実施)	11
第37条	(実施設計の手順)	11
第38条	(設計図書の変更)	12
第2節	施工業務	12
第39条	(事前調査)	12
第40条	(監督員)	12
第41条	(現場代理人及び主任技術者等)	13
第42条	(工事関係者に関する措置請求)	13
第43条	(施工管理)	14
第44条	(下請負人の通知)	14
第45条	(工事場所)	14
第46条	(建設機械及び機器)	14
第47条	(現場管理)	14
第48条	(臨機の措置)	14
第49条	(検査要領書)	15
第50条	(検査結果が基準に達しなかった場合の措置)	15
第51条	(監督員による検査)	15
第52条	(検査員による検査)	16
第6章	試運転及び完成	16
第53条	(プラントの完成)	16
第54条	(試運転計画書及び引渡性能試験計画書)	16
第55条	(試運転)	17

第56条	(予備性能試験及び引渡性能試験)	17
第57条	(引渡し)	17
第58条	(引渡し前の使用)	18
第59条	(教育及び訓練)	18
第7章	遅延、保証及び瑕疵担保責任	18
第60条	(履行遅滞の場合における違約金等)	18
第61条	(瑕疵担保)	19
第62条	(保証期間中の乙の性能保証責任)	19
第63条	(損害の範囲)	19
第8章	損害賠償及び危険の負担	20
第64条	(乙の責任)	20
第65条	(一般的損害)	20
第66条	(第三者に及ぼした損害)	20
第67条	(保険)	20
第9章	契約条件の変更及び解除等	20
第68条	(法令変更)	20
第69条	(不可抗力)	21
第70条	(地域住民対応)	22
第71条	(乙に起因する条件変更)	22
第72条	(甲に起因する条件変更)	23
第73条	(工事の中止)	23
第74条	(甲の解除)	24
第75条	(乙の解除)	24
第76条	(甲の任意解除)	24
第77条	(解除に伴う措置)	25
第10章	補則	26
第78条	(本契約に基づく権利の譲渡禁止)	26
第79条	(監督又は検査の委託)	26
第80条	(遅延利息)	26
第81条	(管轄裁判所)	26
第82条	(本契約に定めのない事項)	26
別紙1	性能保証事項	27

別紙 2	特許等	28
別紙 3	工事日程表	29
別紙 4	保険の詳細	30
別紙 5	支払条件	31

(仮称) 岩手中部広域クリーンセンター整備及び運営事業
建設工事請負契約書 (案)

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 名 称 | (仮称) 岩手中部広域クリーンセンター整備及び運営事業建設工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 岩手県北上市和賀町後藤 3 地割地内 |
| 3 | 契 約 期 間 | 始期 本契約締結日
終期 平成[]年[]月[]日[提案に従って記載します。] |
| 4 | 契 約 金 額 | 金[]円 (施設整備費)
(うち取引に係る消費税の額 金[]円) |
| 5 | 契約保証金額 | 金[]円 |

上記の事業について、岩手中部広域行政組合（以下「甲」という。）と【 】（以下「乙」という。）は、おのおの対等な立場における合意に基づいて、添付約款によってこの建設工事請負契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

なお、本件は、契約締結につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第 1 項第 5 号及び甲の「岩手中部広域行政組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分条例」（平成15年岩手中部広域行政組合条例第16号）がその例によると定める「北上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」（平成 3 年北上市条例第40号）第 2 条により、次の特約条項を付し仮契約を締結し、岩手中部広域行政組合議会の可決後通知をもって本契約に読み替える。

(特約条項条文)

本契約は、本契約が岩手中部広域行政組合議会において可決された場合には本契約として成立するものとし、又は、否決された場合には締結しなかったものとし、かつ、この場合において乙にこのことにより損害を生じた場合においても、甲は一切その賠償の責に任じない。

(仮契約日) 平成【 】年【 】月【 】日

甲

岩手県北上市上江釣子 1 7 地割 2 0 1 番地 2
岩手中部広域行政組合
管理者 北上市長 高橋敏彦

乙

住所[住所]
氏名[名称／代表者氏名]

(仮称) 岩手中部広域クリーンセンター整備及び運営事業
建設工事請負契約約款 (案)

第 1 章 総則

(定義)

第 1 条 本契約における用語の定義は、特に本契約で定義されている用語を除き、甲と【 】、
【 】、【 】及び【 】が締結した平成●年●月●日付 (仮称) 岩手中部広
域クリーンセンター整備及び運営事業に関する基本契約書別紙 1 の定義集のとおりとする。

(準拠法及び解釈)

第 2 条 本契約は日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

- 2 本契約、関連書類及び書面による通知は日本語で作成される。また、本契約の履行に関して
当事者間で用いる言語は日本語とする。
- 3 本契約の変更は書面で行う。

(あっせん又は調停)

- 第 3 条 本契約の各条項において甲と乙で協議して定めるものにつき協議が整わなかった場合に、
甲が定めたものについて乙に不服があるときその他本契約に関して甲と乙の間に紛争を生じた
ときには、甲及び乙は、建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) による岩手県建設工事紛争審査会 (以
下「審査会」という。) のあっせん又は調停によりその解決を図る。
- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者若しくは監理
技術者、専門技術者その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事
の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第 42 条第 3 項
の規定により乙が決定を行った後若しくは同条第 5 項の規定により甲が決定を行った後又は甲
若しくは乙が決定を行わずに同条第 3 項若しくは第 5 項の期間が経過した後でなければ、甲及
び乙は、前項の規定によるあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第 4 条 甲及び乙は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決す
る見込みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず、別途締結する仲裁合意書に基づき、
審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(通知等)

第 5 条 本契約に基づく通知、催告、請求、報告、同意、指摘、確認、承諾、解除等は、本契約
に特に定める場合を除き、書面により行う。

(通貨)

第 6 条 支払いに用いる通貨は、日本円とする。

(計量単位)

第 7 条 計量単位は、要求水準書に特に定める場合を除き、計量法 (平成 4 年法律第 51 号) の定

めるところによる。

(期間の計算)

第8条 期間の定めは、本契約又は要求水準書に特に定める場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。

(共同企業体)

第9条 乙が共同企業体である場合、甲は、本契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行い、甲が当該代表者に対して行った本契約に基づくすべての行為は、当該企業体を構成するすべての事業者に対して行ったものとみなし、また、乙は、甲に対して行う本契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

2 乙が共同企業体である場合、乙を構成する各企業は、本契約上の債務につき連帯して責任を負い、本契約上の損害については、連帯してこれを賠償する。

(契約の保証)

第10条 乙は、本契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。なお、第5号の場合においては、その保険証券を甲に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) 本契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、甲が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「保証事業法」という。）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) 本契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) 本契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の規定による保証にかかる契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、施設整備費の100分の10以上としなければならない。

3 第1項の規定により、乙が同項第2号、第3号又は第4号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 施設整備費の変更があった場合には、保証の額が変更後の施設整備費の100分の10に達するまで、甲は保証の額の増額を請求することができ、乙は保証の額の減額を請求することができる。

(解釈等)

第11条 甲と乙は、本契約と共に、基本契約、入札説明書等、要求水準書及び事業提案書に定める事項が適用されることを確認する。

2 本契約、基本契約、入札説明書等、要求水準書と事業提案書との間に齟齬がある場合、本契約、基本契約、入札説明書等、要求水準書、事業提案書の順にその解釈が優先する。ただし、事業提案書の内容が要求水準書で示された水準を超えている場合には、当該部分については、事業提案書が要求水準書に優先する。なお念のため、乙は、基本契約第10条及び第11条と本契約の規定との間には、齟齬がないことを確認する。

第2章 契約期間及び業務範囲等

(契約期間)

第12条 本契約の契約期間は、本契約締結時から建設工事完了日までとし、作業の日程は別紙3に示すとおりとする。

(契約期間の変更方法)

第13条 契約期間の変更については、甲と乙で協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 2 前項の規定による協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知する。ただし、甲が、契約期間の変更事由が生じた日（本契約の規定により、甲又は乙が契約期間変更の請求を受けた場合には、当該請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(工事請負の範囲)

第14条 乙が実施すべき業務の範囲は、原則として、要求水準書の記載に従う。

(乙のその他の業務)

第15条 乙は、前条の業務のほか、要求水準書に従い、次の各号に掲げる業務を自己の費用により実施しなければならない。

- (1) 善良なる管理者の注意義務をもって、本契約の各条項の規定に基づき、事業用地を管理し、作業を行うこと
- (2) 設計、施工、完成検査等に必要とされる全ての許認可を得ること
- (3) 甲が申請する環境省「循環型社会形成推進交付金」の申請等に協力すること
- (4) 甲が関係省庁に提出する諸資料を作成すること
- (5) 事業用地及びその周辺において、必要に応じて、地域住民向けに、説明会の開催、資料の作成等の対応を行うこと

(乙の業務の実施方法)

第16条 乙は、要求水準書に記載のない場合でも、本件性能要件を充足し、適正に稼働させる為に必要な品質及び水準の資材、仕様等を乙の責任で用いなければならない。

- 2 乙は、自らの費用及び責任により、その業務の実施に必要な人員を確保し、資材を調達し、その他関連するサービスを提供する。
- 3 乙は、事業提案書に記載された提案内容を実施し、甲は、かかる提案に記載された内容が実施されていないと認めるときは、乙に事業提案書に記載された内容を実施するよう求めることができる。
- 4 乙は、前条第5号に掲げる業務を行う場合には、事前にその業務内容を甲に通知しなければならない。

(一括下請負の禁止)

第17条 乙は、本施設の設計及び施工にかかる業務の全部若しくはその主たる部分又はその他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の設計若しくは工事を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、前項の場合を除き、甲の事前の書面による承諾を得た場合には、本施設の設計及び施工にかかる業務を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。ただし、受託者又は下請人が構成員又は協力企業である場合には、甲に対する事前の通知で足りる。
- 3 前項の規定による設計又は工事の委託又は下請けは、すべて乙の責任において行うものとし、受託者又は下請人の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由とみなす。

(履行報告)

第18条 乙は、要求水準書に定めるところにより、本契約の履行について甲に報告しなければならない。

(甲の行う事項)

第19条 甲は、要求水準書第1章第1節1.9.2に規定される事項を、責任をもって行う。

(支給材料及び貸与品)

第20条 甲は、要求水準書に規定あるときは、乙に工事材料を支給し、又は建設機具を貸与する。

甲が乙に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、要求水準書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、乙の立会いの上、甲の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質、規格若しくは性能が要求水準書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、乙は、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。
- 3 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、当該引渡しの日から7日以内に、甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。
- 5 甲は、乙から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を乙に請求しなければならない。
- 6 甲は、前項に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 甲は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、契約期間若しくは施設整備費を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 乙は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 乙は、要求水準書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を甲に返還しなければならない。
- 10 乙は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 乙は、支給材料又は貸与品の使用方法が要求水準書に明示されていないときは、監督員の指

示に従わなければならない。

第3章 施設整備費等

(施設整備費の支払い)

第21条 乙は、第57条第2項の検査に合格したときは、施設整備費の支払いを請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に施設整備費を支払わなければならない。

3 甲がその責めに帰すべき事由により第57条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(施設整備費の変更方法等)

第22条 施設整備費の変更については、甲と乙で協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の規定による協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知する。ただし、施設整備費の変更事由が生じた日から7日以内に甲が協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

3 本契約の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲と乙で協議して定める。

(支払限度額及び出来高予定額)

第23条 本契約において、各会計年度における施設整備費の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）及び支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、別紙5に定めるとおりとする。

(前払金及び中間前払金)

第24条 乙は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）を保証期限とする、保証事業法第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を甲に寄託して、別紙5に定める当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第27条第1項の契約代金相当額（以下「契約代金相当額」という。））が、前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払いをしたときは、当該超過額を控除した額。以下、単に「当該会計年度の出来高予定額」という。）の10分の4以内の前払金の支払いを甲に請求することができる。ただし、本契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、乙は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することはできない。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 乙は、第1項の規定により前払金の支払いを受けた後、第27条の規定による部分払いを請求する以前において、保証事業会社と中間前払金に関し、保証契約を締結し、その保証証書を甲

に寄託して、当該会計年度の出来高予定額の10分の2以内の前払金の支払いを甲に請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。本項の規定により中間前払金の支払いを受けている会計年度においては、第27条の規定による部分払い（当該会計年度末における部分払いを除く。）を請求することはできない。ただし、甲が特別な事情があると認めるときは、この限りではない。

- 4 乙は、前項の規定により中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、甲の中間前払金にかかる認定を受けなければならない。この場合において、甲は、乙の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。
- 5 前会計年度末における契約代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、第1項の規定にかかわらず、乙は、契約代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払いを請求することができない。
- 6 前会計年度末における契約代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長する。この場合においては、第25条第3項の規定を準用する。
- 7 乙は、当該会計年度の出来高予定額が著しく増額された場合においては、その増額後の契約代金額の10分の4（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。
- 8 乙は、当該会計年度の出来高予定額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の当該会計年度の出来高予定額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）を超えるときは、乙は、当該会計年度の出来高予定額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 9 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、甲と乙とで協議して返還すべき超過額を定める。ただし、当該会計年度の出来高予定額が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
- 10 甲は、乙が第8項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、法定率を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。）の遅延利息の支払いを乙に請求することができる。

（保証契約の変更）

第25条 乙は、前条第7項の規定により、受領済みの前払金に追加してさらに前払金の請求をする場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を直ちに甲に寄託しなければならない。

2 乙は、前項に定める場合のほか、当該会計年度の出来高予定額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに甲に寄託しなければならない。

3 乙は、前払金額の変更を伴わない契約期間の変更が行われた場合には、甲に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知する。

（前払金の使用等）

第26条 乙は、前払金を本契約の履行のための材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮

設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

- 2 甲は、乙が前項の規定に違反した場合は、期日を指定して前払金支払額に利息を付して返還させるものとする。この場合における利息の額は、前払金支払いの日から返還の日まで法定率の割合で計算した額とする。

(部分払い)

第27条 乙は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第40条第2項第3号の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては組合が部分払いの対象とすることを指定したものに限る。）に相応する契約代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第10項までに定めるところにより、部分払いを請求することができる。

- 2 乙は、前会計年度末における契約代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、当該会計年度の当初に、当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について、部分払いを請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、乙は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払いの支払いを請求することはできず、第24条第3項の規定により中間前払金の支払いを受けている会計年度においては、出来高超過額について部分払いを請求することはできない。

- 3 乙は、部分払いを請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求にかかる出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を甲に請求しなければならない。

- 4 甲は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、甲の立会いの上、前項の規定による確認をするための検査を行い、当該確認の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 5 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

- 6 乙は、第4項の規定による確認があつたときは、部分払いを請求することができる。この場合において、甲は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

- 7 各会計年度において部分払いを請求することができる回数は、甲と乙とが協議して定める。ただし、甲が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 8 第1項の契約代金相当額は、甲と乙とが協議して定める。ただし、甲が第6項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 9 第24条第1項の規定により前払金の支払いを受けている会計年度又は第24条第1項及び第3項の規定により前払金及び中間前払金の支払いを受けている会計年度の部分払金の額については、第7項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる式により算出する。

(1) 第24条第1項の規定により前払金の支払いを受けている会計年度

部分払金の額 $\leq$ 契約代金相当額 $\times 9/10$

- － (前会計年度までの支払金額 $+$ 当該会計年度の部分払金額)
- － { 契約代金相当額 $-$ (前年度までの出来高予定額 $+$ 出来高超過額) }
- $\times$ 当該会計年度前払金額 $\div$ 当該会計年度の出来高予定額

- (2) 第24条第1項及び第3項の規定により前払金及び中間前払金の支払いを受けている会計年度

部分払金の額 $\leq$ 契約代金相当額 $\times 9/10$

－前会計年度までの支払金額

－（契約代金相当額－前年度までの出来高予定額）

$\times$ （当該会計年度前払金額＋当該会計年度の中間前払金額）／当該会計年度の出来高予定額

- 10 第6項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払いの請求をする場合においては、第1項及び前項中「契約代金相当額」とあるのは「契約代金相当額から既に部分払いの対象となった契約代金相当額を控除した額」とする。

（第三者による代理受領）

第28条 乙は、甲の承諾を得て、施設整備費の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合で、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨が明記されているときは、当該第三者に対して第24条又は前条の規定に基づく支払いをしなければならない。

（賃金又は物価の変動に基づく施設整備費の変更）

第29条 甲又は乙は、契約期間内で本契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により施設整備費が不適当となったと認めたときは、相手方に対して施設整備費の変更の申出をすることができる。

- 2 甲又は乙は、前項の規定による申出があったときは、変動前残業務代金額（施設整備費から当該申出時の出来高部分に相応する施設整備費を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残業務代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残業務代金額の1000分の15を超える額につき、施設整備費の変更に応じなければならない。

- 3 変動前残業務代金額及び変動後残業務代金額は、第1項の規定による申出のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲と乙で協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 4 第1項の規定による申出は、本条の規定により施設整備費の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第1項中「本契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく施設整備費変更の基準とした日」とする。

- 5 特別な要因により契約期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、施設整備費が不適当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、施設整備費の変更を請求することができる。

- 6 予期することのできない特別の事情により、契約期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、施設整備費が著しく不適当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、施設整備費の変更を請求することができる。

- 7 前2項の場合において、施設整備費の変更額については、甲と乙で協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。

- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

第4章 特許権等、著作権及び秘密保持

(特許権等の使用)

第30条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、要求水準書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(特許権等)

第31条 乙は、甲が本施設の設計、所有及び使用（甲がかかる業務を第三者に委託して実施する場合を含む。）に必要な特許権等の対象となっている技術等の実施権及び使用权を、自らの責任で甲に付与し、また、かかる特許権等の権利者をして甲に付与せしめる。かかる特許権等の詳細は、別紙2のとおりとする。

- 2 前項に規定する、乙が保有する特許権等についての実施権又は使用权は、本契約の終了後も本施設の存続中は有効に存続する。また、乙は、前項に規定する許諾の対象となる特許権等が乙及び第三者の共有にかかる場合又は第三者の所有にかかる場合は、上記実施権及び使用权の付与につき当該特許権等の共有者全員又は当該第三者の同意を得ていることを保証し、かかる同意を得ていないことにより甲に生じた損害を賠償しなければならない。
- 3 乙は、施設整備費が、第1項の特許権等の実施権及び使用权の付与その他の権限の甲による取得の対価及び次条第5項に規定する成果物の使用に対する対価を含むものであることを確認する。

(著作権の利用等)

第32条 甲が本契約に基づき乙に対して提供した情報、書類、図面等（甲が著作権を有しないものを除く。）に関する著作権は、甲に帰属する。

- 2 乙は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物にかかる乙の著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡する。
- 3 乙は、甲が著作物を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない。また、乙は、自ら又は著作権者（甲を除く。）をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。

- (1) 著作者等の名称を表示することなく成果物の全部若しくは一部又は本施設の内容を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は甲が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に使用させること
- (2) 成果物を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること
- (3) 本施設の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で甲又は甲が委託する第三者をして成果品について複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること
- (4) 本施設を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること
- (5) 本施設を増築、改築、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと

4 乙は、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

- (1) 成果物及び本施設の内容を公表すること
- (2) 本施設に乙の実名又は変名を表示すること
- (3) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること

5 甲は、成果物（ただし、乙が提出したものに限る。以下同じ。）及び本施設について、成果物及び本施設が著作物に該当するか否かに関わらず、甲の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続する。

（著作権の譲渡禁止）

第33条 乙は、本契約に特に定める場合を除き、自ら又は著作権者をして、成果物及び本施設にかかる著作権者の権利を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（著作権の侵害防止）

第34条 乙は、成果物及び本施設が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを甲に対して保証する。

2 乙は、成果物又は本施設が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、乙がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずる。

（秘密保持義務及び個人情報の取扱い）

第35条 甲及び乙は、本契約に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本契約の履行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本契約に特に定める場合を除き、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれない。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 相手方に対する開示の後に、甲又は乙のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 甲及び乙が、本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第1項の規定にかかわらず、甲及び乙は、次の各号に掲げる場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来す場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令等に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 甲と乙につき守秘義務契約を締結した甲のアドバイザー業務受託者及び乙の下請企業に開示する場合
- (5) 本事業の実施に必要な範囲で、甲の構成市町に開示する場合

(6) 甲が本施設の運営及び維持管理に関する業務を運営事業者以外の第三者に委託する場合の当該第三者に開示する場合又はかかる第三者を選定する手続において特定又は不特定の者に開示する場合

- 4 乙は、本契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、岩手中部広域行政組合個人情報保護条例（平成19年岩手中部広域行政組合条例第3号）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に扱わなければならない。

第5章 作業の実施

第1節 設計業務

（設計業務の実施）

第36条 乙は、本施設の実施設設計を行い、当該設計の瑕疵について全ての責任を負う。

- 2 乙は、甲が設計業務の実施について、業務担当責任者を選任し、その氏名を甲に通知しなければならない。
- 3 乙の業務担当責任者は、設計業務に関する一切の事項を処理しなければならない。

（実施設計の手順）

第37条 乙は、関連法令を遵守し、実施設計図書のリストを作成し、甲に提出する。

- 2 実施設計図書のリストには、実施設計図書として作成する全ての図書リスト（以下「実施設計図書リスト」という。）を明記する。乙は、実施設計図書リストについて甲の承諾を受けた後でなければ、本施設の実施設設計にとりかかることができない。
- 3 甲は、実施設計図書リストの受領日から原則として14日以内にこれを承諾し、その旨を記載した通知とともにこれを乙に返却する。
- 4 甲は、提出された実施設計図書リストについて、それが要求水準書及び事業提案書の趣旨に反していること等を理由として、修正の指示を行うことができる。かかる修正の指示は、理由を付して乙に通知しなければならない。
- 5 甲に提出した実施設計図書リストについて、甲から修正の指示の通知が行われた場合、乙は、自らの費用と責任においてかかる書類を改訂して再提出するか、又は意見を述べることができる。乙が意見を述べたときは、甲の修正の内容について甲と乙が協議して、その取扱いを定める。
- 6 乙は、実施設計図書リストが承諾された後、実施設計を開始する。
- 7 乙は、実施設計の開始後、実施設計図書を甲に提出し、甲はその内容を承諾する。かかる甲の承諾は、原則として実施設計図書受領後14日以内に行う。乙は、かかる承諾を得た後でなければ、本施設の施工にとりかかることはできない。
- 8 甲は、承諾した書類について、工事工程に変更を及ぼさない限りで、その変更又は追加を申し出ることができる。
- 9 乙は、第3項及び第7項の規定による甲の承諾が、乙の責任を何ら軽減又は免除させるものでないことを確認する。
- 10 乙は、実施設計図書を、段階的に提出することができる。
- 11 甲は提出された実施設計図書について、それが要求水準書に規定される本施設の要件を満た

さないこと、要求水準書及び事業提案書に反していること、処理施設の設計及び建設工事の適正な実務慣行に従っていないこと等を理由として、修正を求めることができる。かかる修正の内容は、理由を付して乙に通知する。

- 12 甲に提出した実施設計図書について甲より修正の通知があった場合、乙は自らの費用と責任においてかかる実施設計図書を改訂して再提出するか、又はかかる実施設計図書の修正通知について意見を述べることができる。乙が意見を述べたときは、甲の修正の内容について甲と乙が協議して、その取扱いを定める。

(設計図書の変更)

第38条 甲は、必要があると認めるときは、要求水準書の変更内容を乙に通知して、実施設計図書の変更を指示することができる。この場合において、甲は、必要があると認めるときは、契約期間若しくは施設整備費を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

第2節 施工業務

(事前調査)

- 第39条 乙は、自らの責任及び費用において、不発弾等の危険物の調査のほか、本施設の施工のために必要な測量、地質調査等（以下「各種調査等」という。）を行う。乙は、各種調査等を行う場合には、甲に事前に通知する。
- 2 乙が前項の規定により実施した各種調査等の不備、誤謬等又は乙が各種調査等を行わなかったことから生ずる一切の責任及び費用は、乙が負担する。
- 3 事業用地に本施設の建設工事に支障をきたす障害物が発見され、当該障害物の存在が本契約締結時には要求水準書及び入札説明書等から予見できるものである場合には、乙は、当該障害物の除去等を自らの費用と責任において行い、予見できなかったものである場合には、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。
- 4 乙は、前項の規定による通知を行った後、当該通知にかかる障害物を適切な方法により除去して工事を続行するための追加費用の見積り及びそれにより生じることが予想される工事工程の遅れの見込みを、甲に通知しなければならない。
- 5 甲は、前項の規定による通知を受領した後、速やかに、工事の続行、障害物除去の方法及び追加費用の見積りについての検討を行わなければならない。ただし、甲は、工事の続行が不可能と判断したときは、本契約を解除することができる。

(監督員)

- 第40条 甲は、監督員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。
- 2 監督員は、本契約に定めるもの及び本契約に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、次の各号に掲げる権限を有する。
- (1) 契約の履行についての乙又は建設の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は乙が作成した詳細図等の承諾
 - (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若し

くは検査（確認を含む。）

- 3 甲は、2名以上の監督員を置き前項の権限を分担させたときにあっては、それぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員に本契約に基づく甲の権限の一部を委任したときにあっては、当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。
- 4 甲が監督員を置いたときは、本契約の規定による請求、通知、報告、申出、承諾、解除等については、監督員を経由して行う。この場合においては、監督員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。
- 5 監督員の指示、確認又は承諾は、原則として書面により行わなければならない。ただし、やむを得ない場合はこの限りでない。
- 6 甲が監督員を置かないときは、本契約に定める監督員の権限は、甲に帰属する。

（現場代理人及び主任技術者等）

第41条 乙は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

（1）現場代理人

（2）主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第2項の規定に該当する場合にあっては監理技術者とし、同条第3項の規定に該当する場合にあっては専任の主任技術者又は監理技術者とし、同条第4項の規定に該当する場合にあっては監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者とする。以下同じ。）

（3）専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

- 2 現場代理人は、本契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、施設整備費の変更、施設整備費の請求及び受領、次条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びに本契約の解除にかかる権限を除き、本契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。
- 3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。
- 4 乙は、本契約が建設業法第26条第3項の規定に該当するものであるときは、主任技術者又は監理技術者を工事現場ごとに専任の者とし、同条第4項の規定に該当するものであるときは、監理技術者を監理技術者資格者証の交付を受けた者としなければならない。
- 5 現場代理人、主任技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができない。

（工事関係者に関する措置請求）

第42条 甲は、現場代理人がその業務の処理につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 甲又は監督員は、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者、その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等が工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 乙は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求にかかる事項について決定し、その結果を、当該請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。
- 4 乙は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求にかかる事項について決定し、その

結果を、当該請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

(施工管理)

第43条 乙及び現場代理人は、工事着工までに、要求水準書第2章1.3.7(1)及び(2)並びに同1.3.15等に出す提出書類を甲に提出し承諾を受けなければならない。

- 2 乙は、工事記録簿に必要な事項を記録し、監督員が提出を請求したときはこれを速やかに提出しなければならない。また、乙は、工事の進捗状況を管理し把握するとともに、日報及び月報（工事関係車両台数の集計も含む。）を作成し、甲に提出しなければならない。この場合、月報には、主要な工事記録写真も含むものとする。
- 3 乙は、理由の如何を問わず、工事工程の遅延が明らかになったとき、又は遅延のおそれが明らかになったときは、その旨を速やかに甲に報告しなければならない。この場合、甲及び乙は、別紙3に記載の工事日程に従った本施設の整備の日程を達成するような方策について協議する。
- 4 乙は、本施設の性能を発揮するために必要なものは、全て乙の負担で施工しなければならない。

(下請負人の通知)

第44条 乙は、甲に対して、下請人の商号又は名称その他必要な事項を通知しなければならない。

(工事場所)

第45条 建設工事に必要な一連の工事は、事業用地内で行わなければならない。ただし、要求水準書に別段の定めのある業務及び業務の性質上事業用地内で実施することが不適当なものについては、この限りではない。

(建設機械及び機器)

第46条 乙が本施設の建設工事のために現場に搬入した建設機械及び機器は、本施設の建設工事のためのみに使用し、緊急の事由が生じた場合を除き、他のいかなる目的にも使用してはならない。

- 2 乙は、本施設の甲への引渡しまでに、建設機械及び機器、工事用仮設物、その他の建設資材を事業用地から撤収する。

(現場管理)

第47条 乙は、要求水準書第2章1.5に従い、現場管理を実施しなければならない。

(臨機の措置)

第48条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

- 2 乙は、前項ただし書きの場合においては、そのとった措置の内容を監督員に直ちに報告しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置が不可抗力又は甲の責に帰すべき事由に基づくことを乙が明らかにした場合は、乙が加入する保険により補

填されるものを除き、当該措置に要した費用で乙が施設整備費の範囲内において負担することが適当でないと認められるものは甲が負担し、その他のものは乙が負担する。ただし、不可抗力によって、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に発生した損害については、第69条の規定に従う。

(検査要領書)

第49条 乙は、工事着工までに、第7項各号に掲げる項目について定めた検査要領書を甲に提出し、承諾を受けなければならない。

- 2 甲は、提出された検査要領書を承諾するに当たり、適宜指摘を行うことができる。
- 3 乙は、前項の規定による甲からの指摘がある場合、自らの費用及び責任において、当該指摘を十分に踏まえて検査要領書の補足、修正又は変更を行うものとし、補足、修正又は変更を経た検査要領書につき、改めて甲の承諾を得なければならない。
- 4 乙は、前項の規定による甲の承諾を得た後、検査要領書に定められた手続により、本施設の検査を自らの費用及び責任において行う。
- 5 乙は、前項の規定による検査終了の都度、甲に対し速やかに検査報告を行う。
- 6 甲は、第4項の規定による検査に立ち会うことができる。この場合、甲は、各検査について立会うか否かを、各検査の7日前までに乙に通知しなければならない。
- 7 検査要領書に定められる検査の項目は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1)材料検査
 - (2)施工検査
 - (3)工場検査
 - (4)検査員が行う検査を受けるための前検査

(検査結果が基準に達しなかった場合の措置)

第50条 乙は、前条第7項各号に掲げる検査項目の検査結果が、検査要領書に示す基準に達しなかったとき、その他欠陥が発見されたときは、基準に達していない事項又は欠陥に関する事項を甲に報告するものとし、基準に達していない事項又は欠陥に関する事項について、基準に達し又は欠陥が修復されるまで、補修工事その他必要な追加工事を自己の負担において行わなければならない。

- 2 前項の規定による補修工事その他必要な追加工事は、乙が行うこととし、これに要する費用は乙の負担とする。

(監督員による検査)

第51条 乙は、工事着工までに、第5項各号に掲げる項目について定めた検査計画書を甲に提出し、承諾を得なければならない。

- 2 甲は、乙から提出された検査計画書を承諾するに当たり、適宜指摘を行うことができる。
- 3 この場合、乙は、自らの費用及び責任において当該指摘を踏まえて検査計画書の補足、修正又は変更を行うものとし、補足、修正又は変更を行った検査計画書につき、改めて甲の承諾を得なければならない。
- 4 監督員は、前項の規定による甲の承諾があった後、検査計画書に定められた手続により、本施設の検査を行う。
- 5 検査計画書に定められる検査の項目は、次のとおりとする。
 - (1)材料検査

(2) 施工検査

(3) 工場検査

(4) 検査員が行う検査を受けるための前検査

- 6 乙は、前項各号に掲げる各検査項目の検査結果が、検査計画書に示す基準に達しなかったとき、その他欠陥が発見されたときは、基準に達していない事項又は欠陥に関する事項を甲に報告するものとし、基準に達していない事項又は欠陥に関する事項について、基準に達し又は欠陥が修復されるまで、補修工事その他必要な追加工事を自己の負担において行わなければならない。

(検査員による検査)

第52条 甲は、次項各号に掲げる事項に関する検査を行う者（以下「検査員」という。）を定める。

- 2 検査員は、次の各号に掲げる検査等を行う。

(1) 工事が完了し、乙から工事履行届の提出があったときに行う、工事の完成を確認するための竣工検査

(2) 乙から工事出来形査定願書が提出され、工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合、又は契約を解除する場合に、工事の出来形部分等を確認するために行う出来形検査

(3) 第58条第1項の規定により工事目的物の引渡し前に本施設の全部又は一部を使用する場合に、当該使用部分を確認するための部分使用検査

(4) 適正かつ円滑な工事施工に資するために、工事途中において行う中間技術検査

(5) 適正且つ円滑な工事施工に資するために、必要に応じて工事現場を視察し、施工体制の確認などをするための工事点検

- 3 前項の規定による検査は、各通知を受けた日から14日以内に、乙の立会いの上、検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知する。

- 4 甲又は検査員が行う出来形検査等において、既成部分の完成を確認した場合においても、甲が当該既成部分の引渡しを受けるものと解してはならず、本施設の全部の引渡しが完了するまで、乙は、善良な管理者の注意をもって工事目的物を管理しなければならない。

- 5 検査員は、第2項各号に掲げる検査及び点検のほかに、本契約の適正な履行を確保するために必要と認められる検査を、随時行うことができる。

第6章 試運転及び完成

(プラントの完成)

第53条 乙は、プラント部分が完成したときには、速やかにその旨を甲に通知し、要求水準書第2章第4節4.1.2、4.2.1及び4.2.2に定めるところに従い、本施設の試運転、予備性能試験及び引渡性能試験を実施する。

(試運転計画書及び引渡性能試験計画書)

第54条 乙は、要求水準書第2章第4節4.1.2、4.2.1及び4.2.2に規定された試運転、予備性能試験及び引渡性能試験の内容に従い、具体的な試運転、予備性能試験及び引渡性能試験の要領を記載した試運転計画書及び引渡性能試験要領書（予備性能試験要領書を含む。以下同じ。）を

作成し、設計図書との対応関係を示した資料を添えて甲に提出した上、試運転計画書及び引渡性能試験要領書について、試運転開始予定日の14日前までに甲の承諾を受けなければならない。

- 2 甲は、試運転計画書及び引渡性能試験要領書について、指摘事項があるときはその内容を、指摘事項がないときは試運転計画書及び引渡性能試験要領書に関して承諾した旨を、試運転計画書及び引渡性能試験計画書の提出日から14日以内に乙に通知する。
- 3 甲は、提出された試運転計画書及び引渡性能試験要領書について、それが設計図書に基づいていないことを理由として、承諾しないことができる。
- 4 乙は、第1項の規定により甲に提出した試運転計画書及び引渡性能試験要領書につき甲の承諾を得られなかったときは、当該試運転計画書及び引渡性能試験要領書を速やかに改訂して再提出する。
- 5 乙は、試運転計画書について甲の承諾を受けた後でなければ、試運転を開始することはできない。

(試運転)

第55条 試運転計画書による本施設の試運転にかかる業務は、乙が運営事業者に委託して実施する。

- 2 当該試運転は、試運転計画書記載の要領に基づいて行わなければならない。
- 3 甲は、試運転に必要な処理対象物を、試運転期間中、運営事業者に供給する。
- 4 試運転期間中に排出される副生成物及び処理不適物については、要求水準書第2章第4節4.2.5に従って有効活用又は処理を行う。また、本施設の試運転中の発電により生ずる電力は乙に帰属する。
- 5 甲は、試運転期間中、運営事業者の運営業務実施能力に疑義があると認める場合は、その理由を乙に通知し、改善を指示することができる。
- 6 乙は、試運転において、試運転計画書による基準等のいずれかを満たさないときは、補修工事、部品又は機器の交換その他必要な追加工事を自己の負担において行わなければならない。
- 7 前項の場合において、乙は、当該基準に満たない事項について、当該基準が満たされるまで試運転を継続するものとする。
- 8 乙は、試運転開始後、プラント部分が引渡性能試験を行うに十分な状態に達したと認められるときは、甲に通知し、予備性能試験及び引渡性能試験を実施する。

(予備性能試験及び引渡性能試験)

第56条 乙は、本施設が本件性能要件を満たして適正に稼動するか否かを検査するために、引渡性能試験を行う。

- 2 乙は、引渡性能試験に先立ち、要求水準書第2章第4節4.2.1に基づく予備性能試験を実施しなければならない。
- 3 予備性能試験及び引渡性能試験は、引渡性能試験要領書に基づいて行うものとする。
- 4 乙は、本施設が本件性能要件のいずれかを満たさないときは、自らの費用及び責任において、必要な本施設の補修、改良、追加工事等を行い、本施設が本件性能要件の全てを満たすようにしなければならない。

(引渡し)

第57条 乙は、本契約による業務を完了し、次の各号に掲げる事項の全てが満たされたときは、直ちに工事等完了届により甲に通知しなければならない。

- (1)第52条第2項の規定による検査により、本施設の引渡性能試験が完了したことについて
検査員の確認を受けたこと
 - (2)完成図書を甲に提出したこと
 - (3)乙による教育及び訓練により、運営事業者の運転員が本施設を運転可能となっていること
- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に、乙の立会いの上、乙による履行の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、本施設を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 4 甲は、第2項の規定による検査によって工事の完成を確認した後、乙から工事等目的物引渡書の提出があったときは、本施設の引渡しを受けなければならない。
- 5 乙は、現場を清掃し、安全かつ清潔な状態で本施設を甲に引渡すものとする。その他の引渡しの手続の詳細は、甲と乙が別途協議して定めるものとする。
- 6 甲は、乙が第4項の規定により工事等目的物引渡書の提出を行わないときは、本施設の引渡しを施設整備費の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合、乙は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 7 乙は、履行の結果が第2項の規定による検査に合格しないときは、直ちに修補等の必要な措置を講じた上で甲の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置を講じたことを履行の完了とみなして前6項の規定を適用する。

(引渡し前の使用)

- 第58条 甲は、前条の規定による引渡し前においても、本施設の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。
- 2 甲は、前項の場合においては、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 甲は、本施設の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を及ぼしたときは、必要な修補費用を負担しなければならない。

(教育及び訓練)

- 第59条 乙は、甲の指示により、運営事業者の運転員に対し、当該運転員が自ら本施設の運転、稼動及び運営を行うことができるよう、必要な教育及び訓練を行わなければならない。

第7章 遅延、保証及び瑕疵担保責任

(履行遅滞の場合における違約金等)

- 第60条 乙の責めに帰すべき事由により建設工事完了日が建設工事完了予定日より遅延する場合は、甲は、違約金の支払いを乙に請求することができる。
- 2 前項の違約金の額は、施設整備費から出来形部分に相応する金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額とする。
- 3 甲の責に帰すべき事由により、第21条第2項の規定による施設整備費の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、法定率で計算した額の遅延利息の支

払いを甲に請求することができる。

(瑕疵担保)

第61条 甲は、本施設に瑕疵があるときは、乙に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第57条の規定による引渡しを受けた日から、プラント部分については3年以内、プラント部分以外の本施設については2年以内にこれを行わなければならない（以下、本条の規定により瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることができる期間を、「瑕疵担保期間」という。）。ただし、瑕疵担保期間について、要求水準書で異なる定めがある場合には、要求水準書に従う。

3 第1項の瑕疵が、乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、瑕疵担保期間は10年とする。

4 本施設が、第2項本文に該当する部分と、ただし書に該当する部分とで構成されたものであるときは、それぞれの部分について、同項中のそれぞれの瑕疵担保期間を適用する。

5 甲は、本施設の引渡しの時に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りではない。

6 甲は、本施設が第1項の瑕疵により滅失又はき損したときは、第2項の定める期間内で、かつ、その滅失又はき損を甲が知った日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。

7 第1項の規定は、本施設の瑕疵が支給材料の性質又は甲若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

(保証期間中の乙の性能保証責任)

第62条 前条の規定にかかわらず、保証期間中に本施設が本件性能要件を満たすことができなくなった場合には、乙は直ちにこれを修補し、必要な作業を行うとともに、甲に生じた損害及び追加費用を賠償しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事由に起因する瑕疵又は損害若しくは追加費用については責任を負わない。

(1) 不可抗力

(2) 甲又は甲の委託を受けた者の不適当な本施設の運営

(3) その他甲の責に帰すべき事由

3 第1項の保証期間は、建設工事完了日から起算して3年間とする。

4 保証期間中、本施設が本件性能要件を満たすことができない事態が生じたときには、当該事態が改善され、甲の承諾が得られた時から起算してその後3年間まで、保証期間を延長する。ただし、本件性能要件のうち、次の各号に掲げる事項については、当該延長の対象外とする。

(1) 炉室内温度、炉室内局部温度に関する保証値

(2) 電気関係諸室温度、電気関係諸室内局部温度に関する保証値

(3) 機械関係諸室温度、機械関係諸室内局部温度に関する保証値

(損害の範囲)

第63条 第61条及び前条の規定により生じる乙の責任には、修補にかかる費用の全額の補償のほか、当該瑕疵又は本件性能要件の未達成と相当因果関係を有する甲の損害の賠償が含まれるも

のとする。

第8章 損害賠償及び危険の負担

(乙の責任)

第64条 乙は、本契約締結日から本施設の引渡しまで、本施設及び現場に存する資材、建造物、その他一切の搬入物の保存及び保管について責任を負い、かつ、その作業の結果について責任を負う。

(一般的損害)

第65条 本施設の引渡し前に、実施設計図書、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他本契約の履行に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第69条第1項に規定する損害を除く。）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害（第67条の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第66条 工事の施工について第三者に損害が生じたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第67条の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。）のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち本契約の履行につき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担する。

3 前2項の場合その他本契約の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲と乙で協力してその処理解決に当たる。

(保険)

第67条 乙は、本施設の建設に関連する損失や損害に備えて、別紙4に定められた種類及び内容の保険を、自らの責任及び費用において付保し、保険契約締結後速やかに当該保険証券の写しを甲に提出しなければならない。ただし、乙は、本条に基づく保険契約を締結するにあたり、事前に保険契約の内容及び保険証書の内容について甲の確認を得なければならない。

第9章 契約条件の変更及び解除等

(法令変更)

第68条 乙は、本契約締結日以降、法令等が変更されたことにより本契約にかかる自らの義務の履行ができなくなった場合、速やかにその内容の詳細を甲に通知しなければならない。かかる法令等の変更により、工事内容の変更が必要となったときには、甲及び乙は、契約期間の変更につき協議する。

- 2 乙は、本契約締結日以降、法令等が変更されたことにより、本施設の施工に関して合理的な追加費用が発生した場合、甲に対して当該法令等の変更に伴う費用の詳細を通知し、追加費用の負担方法等について甲と協議することができる。かかる協議が、協議開始の日から60日以内に整わない場合、甲及び乙は、以下の負担割合に応じて当該追加費用を負担する。

法令変更	甲負担割合	乙負担割合
本施設及び本施設と類似のサービスを提供する施設の整備又は運営に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令等の変更及び乙の合理的努力によっても吸収できない資本的支出を伴う法令等の変更の場合	100%	0%
上記の法令等以外の法令等の変更の場合	0%	100%

- 3 甲が支払う施設整備費にかかる消費税の税率が変更された場合には、当該変更により生じた費用の増加分は、甲が負担する。
- 4 甲は、法令等の変更により本事業の継続が不可能となった場合又は過分の追加費用を要することとなった場合、本契約を解除することができる。

(不可抗力)

第69条 不可抗力により、工事目的物の引渡し前に、工事目的物、仮設物若しくは工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたとき、又は契約期間内に第14条及び第15条に規定する乙の業務を完了することができないときは、乙は、当該事実の発生後直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、契約期間の変更について乙と協議を行うとともに、前項の損害（乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第67条の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。）の状況を確認し、その結果を乙に通知しなければならない。
- 3 乙は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、当該損害の回復に要する費用の負担を甲に請求することができる。
- 4 甲は、前項の規定により乙から損害の回復に要する費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって、第40条第2項第3号、第52条第2項又は第5項の規定による検査、立会いその他乙の工事に関する記録等により確認することができるものにかかる額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち施設整備費の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。

(1) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する施設整備費とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する施設整備費とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 第4項の規定は、数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担について準用する。この場合において、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「契約代金額の100分の1を超える額」とあるのは「契約代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と読み替える。
- 7 甲は、不可抗力により本事業の継続が不可能となった場合又は過分の追加費用を要することとなった場合、本契約を解除することができる。

(地域住民対応)

第70条 乙は、自らが必要と認める範囲内で、自らの責任及び費用において、地域住民に対し、工事実施計画（施設の配置、施工時期、施工方法等の計画をいう。）等の説明を行わなければならない。乙はその内容につき、あらかじめ甲に対して説明を行う。甲は、必要と認める場合には、乙が行う説明に協力する。

- 2 乙は、自らの責任及び費用において、騒音、悪臭、光害、粉塵発生、交通渋滞、水質汚濁、振動、地盤沈下、大気汚染、水質汚染、電波障害その他本施設の施工が地域住民の生活環境に与える影響を勘案し、合理的な範囲内で近隣対策を実施する。乙は、甲に対し、事前及び事後に近隣対策の内容及び結果を報告する。
- 3 乙は、あらかじめ甲の承諾を受けない限り、近隣対策の不調を理由として工事実施計画を変更することはできない。甲は、乙が更なる調整を行っても地域住民の了解が得られないことを明らかにした場合に限り、工事実施計画の変更を承諾する。
- 4 近隣対策の結果、本施設の施工が遅延することが合理的に見込まれる場合には、甲及び乙は協議の上、速やかに、建設工事完了予定日を合理的な期間だけ延期することができる。
- 5 乙は、近隣対策の結果、乙に発生した増加費用及び損害を負担する。
- 6 前項の規定にかかわらず、本施設を設置すること自体に関する近隣対策に起因して、甲及び乙に本事業の実施に関して発生した増加費用及び損害については、甲が負担する。また、第3項及び前項の規定にかかわらず、本施設を設置すること自体に関する住民の反対運動、訴訟等の対応は甲がその費用を負担して自ら行うものとし、これらに起因して本施設の施工が遅延することが合理的に見込まれる場合には、甲及び乙は協議の上、速やかに、建設工事完了予定日を合理的な期間だけ延期する。

(乙に起因する条件変更)

第71条 甲は、建設工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに乙に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 実施設計図書に誤謬又は脱漏があること

(2)実施設計図書の表示が明確でないこと

- 2 乙又は現場代理人は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、甲又は監督員の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。
- 3 乙は、甲の意見を聴いて、前項の規定による調査の結果を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を甲に通知しなければならない。
- 4 乙は、甲との協議の上、第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、実施設計図書の変更等を乙の責任及び費用において行う。ただし、建設工事完了予定日の変更を行うことはできない。
- 5 前項の規定により実施設計図書の変更等が行われた場合において、費用負担及び損害が発生した場合、甲は、当該費用負担及び損害につき、合理的な範囲において、乙に請求することができ、乙は、請求を受けた場合には速やかに支払う。

(甲に起因する条件変更)

第72条 乙は、本契約の規定による建設工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに甲に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1)要求水準書に誤謬又は脱漏があること

(2)要求水準書の表示が明確でないこと

(3)工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等、要求水準書及び入札説明書等から合理的に予想される自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと

(4)要求水準書及び入札説明書等から合理的に予想されない、施工条件に関する予期できない特別な状態が生じたこと

- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙又は現場代理人の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。
- 3 甲は、乙の意見を聴いて、前項の規定による調査の結果を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。
- 4 甲は、乙と協議の上、第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、要求水準書及び事業提案書の変更又は契約期間の変更を甲の責任において行う。
- 5 第1項各号に掲げる事実に起因して、本施設の施工に関して乙に追加費用及び損害が発生した場合、甲は、当該追加費用及び損害を合理的な範囲で負担する。

(工事の中止)

第73条 不可抗力により工事目的物等に損害を生じ、又は工事現場の状態が変動したため、乙が工事を施工できないと認められるときは、甲は、工事の中止内容を直ちに乙に通知して、本契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 甲は、前項の場合のほか、必要があると認めるときは、本契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 甲は、甲の責めに帰すべき事由により前項の規定に基づいて工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、契約期間若しくは契約代金額を変更し、又は乙が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械及び機器等を保持するための費用その他本契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(甲の解除)

第74条 甲は、乙（第10号の場合は民間企業グループの構成員又は協力企業）が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき
- (2) その責めに帰すべき事由により契約期間内に履行を完了しないとき又は契約期間経過後相当の期間内に履行を完了する見込みが明らかにならないと認められるとき
- (3) 第17条の規定に違反して第三者に一括委任し、又は一括請負させたとき
- (4) 現場代理人及び主任技術者等を設置しなかったとき
- (5) 本契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき
- (6) 乙が第75条によらないで契約の解除を申し出たとき
- (7) 建設業法の規定による許可を取り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき
- (8) 乙（乙が建設共同企業体の場合は、その代表企業）にかかる破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始又は特別清算その他これらに類する倒産手続のいずれかの手続について、取締役会でその申立等を決議したとき、若しくはその申立等がされたとき、又は支払不能若しくは支払停止となったとき
- (9) 第24条第8項の規定により甲の指定した期間内に前払金を返還しないとき
- (10) 基本協定第3条第4項各号のいずれかに該当したとき

2 前項の規定により本契約が解除された場合においては、乙は、施設整備費の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、甲が基本協定第4条第1項の規定により賠償金の支払いを請求するときは、本項による違約金を重ねて請求することはできない。

3 前項本文の場合において、第10条の規定により契約保証金（同条第5号の保険を付した場合に、甲に支払われる保険金があるときは当該保険金をいう。以下本項において同じ。）の納付又はこれに代わる担保の提供があるときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当する。

4 第1項の規定により本契約が解除された場合において、甲に発生した損害が第2項の規定による違約金の金額を超過しているときは、甲は、乙に対し、当該超過部分についての損害賠償を請求することができる。

5 甲は、運營業務委託契約が解除された場合、本契約を解除することができる。

(乙の解除)

第75条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 第38条の規定により設計図書を変更したため契約代金額が3分の2以上減少したとき
- (2) 第73条第2項の規定による工事の施工の中止期間が契約期間の2分の1を超えたとき
- (3) 甲が、本契約に違反し、その違反によって本契約に基づく債務の履行が不可能となったとき

2 乙は、前項の規定により本契約の解除をした場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(甲の任意解除)

第76条 甲は、工事が完成するまでの間は、必要があるときは、本契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により本契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害

を賠償しなければならない。

(解除に伴う措置)

- 第77条 甲は、本契約が解除された場合には、出来高部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払いの対象となった工事材料の引渡しを受けることができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、出来高部分を最小限度破壊して検査することができる。甲が出来高の引渡しを受けないときは、乙は建設中の本施設を撤去した上で、第7項に定めるところに従い事業用地を甲に返還しなければならない。
- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
 - 3 甲は、第1項の規定による引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する契約代金額（以下「出来形相当額」という。）を乙に支払わなければならない。この場合において、第24条の規定により前払金が支払われているときは、出来形相当額から、乙が受領済みの前払金の額（第27条の規定による部分払いが行われているときは、その部分払いにおいて精算された前払金の額を控除した額。以下同じ。）を控除する。
 - 4 前項の場合において、乙が受領済みの前払金の額が出来形相当額を上回るときは、同項の規定にかかわらず、乙は、当該受領済みの前払金の額から当該出来形相当額を差し引いた額（以下「余剰額」という。）を甲に返還しなければならない。この場合において、本契約の解除が第74条の規定によるときは、余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、法定率によって算出して得た額の利息を付して甲に返還しなければならない。
 - 5 乙は、本契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来高部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が乙の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき又は出来高部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
 - 6 乙は、本契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
 - 7 乙は、本契約が解除された場合において、工事用地等に乙が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、事業用地等を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。
 - 8 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
 - 9 第5項前段及び第6項前段に規定する乙のとりべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第74条の規定によるときは甲が定め、第75条又は前条の規定によるときは、乙が甲の意見を聴いて定める。第5項後段、第6項後段及び第7項に規定する乙のとりべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定める。

第10章 補則

(本契約に基づく権利の譲渡禁止)

第78条 両当事者は、相手方の書面による同意がある場合を除き、本契約上の地位若しくは本契約に基づく権利義務を譲渡し、又は担保権の設定をすることはできない。

2 乙は、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第51条第4項の規定による検査に合格したもの、部分払いの請求が認められたもの又は工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保権の設定をすることができない。

(監督又は検査の委託)

第79条 甲は、必要があると認めるときは、甲の職員以外の者に委託して、本契約の規定による監督又は検査をさせることができる。

2 前項の場合において、甲は、委託事項及び委託を受けた者の氏名を、書面をもって乙に通知しなければならない。

(遅延利息)

第80条 甲は、乙が本契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、遅延損害金を請求することができる。

2 前項の遅延損害金は、甲の指定する期間を経過した日から支払いの日まで遅延日数に応じ法定率の割合で計算して得た額の利息（千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）を付した金額とする。

(管轄裁判所)

第81条 仲裁により解決できない紛争に関し、甲及び乙は、盛岡地方裁判所の第一審に関する専属管轄に服することに同意する。

(本契約に定めのない事項)

第82条 本契約に定めのない事項については、必要に応じて、甲及び乙が別途協議して定める。

別紙 1 性能保証事項

性能保証事項

性能保証事項は下記のとおりとする。

1. 要求水準書第2章第4節4.2.2に記載されている性能に関する要件
(事業提案書で要求水準書より優れた提案が記載されているときは、当該提案による。)

別紙 2 特許等

特許等の使用

[甲と乙の間で協議の上、記載する。]

別紙 3 工事日程表

工事日程表

作業の着手

本契約締結日の翌日

現場着工予定日

平成 ●年 ●月 ●日

プラントの完成予定日 平成 ●年 ●月 ●日

運営開始日

平成 27年 10月 1 日

[その他詳細は提案に従って記載します。]

保険の詳細

乙は、本契約第67条に基づき、以下の内容の保険に加入するものとする。

(1) 本施設建設中の組立保険

保険の対象：工事現場において不測かつ突発的な事故によって工事の目的物等に生じた損害

補償額：契約代金額

保険期間：本施設の着工日から建設工事完了日まで

被保険者：乙

(2) 本施設建設中の第三者損害賠償保険

保険の対象：建設工事に伴い第三者に与えた損害について法律上の賠償責任を負担することにより被る損害を担保

補償限度額：対人：1名当たり1億円、1事故当たり10億円以上

対物：1事故当たり1億円以上

保険期間：本施設の着工日から建設工事完了日まで

被保険者：乙

※上記に示す保険は必要最小限度のものであり、乙が必要に応じて上記条件以上の補償内容とすること及び上記に示した保険以外の保険を提案し付保することを妨げない。

別紙 5 支払条件

支払条件

施設整備費の支払条件については、以下のとおりとし、その他は北上市契約規則に準じる。

1. この契約における支払条件については次のとおりとする。

(1) 各会計年度における施設整備費の支払限度額は、次のとおりとする。

平成24年度 0 円

平成25年度 [] 円

平成26年度 [] 円

平成27年度 [] 円

(2) 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりとする。

平成24年度 0 円

平成25年度 [] 円

平成26年度 [] 円

平成27年度 [] 円

(3) 組合は、予算の都合による等必要があるときは、支払限度額及び出来高予定額を変更することができる。